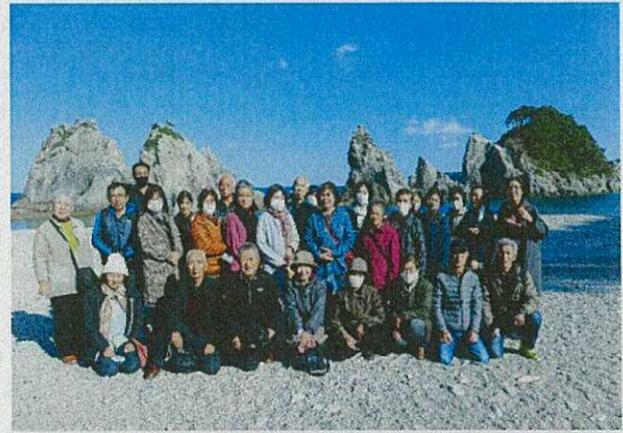


千厩地区地域づくり計画書



千厩地区まちづくり協議会

(事務局：千厩市民センター内)

郵便番号 029-0803

所在地 一関市千厩町千厩字舘山 50 番地

電話番号 0191-52-2309

千厩地区地域づくり計画書 目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨（何のためにつくるのか）P 2
- 2 計画の期間と概要P 2
- 3 地域づくり計画策定の経過P 4

第2章 地域の概要

- 1 地理と概況
 - (1) 位置と概況P 6
 - (2) 対象地区面積P 7
- 2 世帯数と人口
 - (1) 人口構造等（千厩地区のみ）P 7
 - (2) 行政区・男女別人口P 7

第3章 地域づくり計画

- 1 方針
 - (1) 目的P 8
 - (2) 分野別目標P 8
- 2 スローガンP 8
- 3 分野別計画（現状と課題、課題解決の取り組み・アイディア）
 - (1) 地域コミュニティP 9
 - (2) 福祉（健康長寿）P 10
 - (3) 防災・防犯P 11
 - (4) 子育て・少子化P 12
 - (5) 文化・スポーツP 13
 - (6) 産業・しごとP 13
 - (7) 生活環境・安心安全P 14

第4章 資料編

- 千厩地区まちづくり協議会規約P 15

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨（何のためにつくるのか）

私たちの千厩地区は、千厩町の中心部に位置し、古くから中心商店街を形成し、旧東磐井地区の政治・経済・教育等の中心地として社会基盤・生活環境の整備とともに発展してきました。

しかし、少子・高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、これまで行政が主体となって進めてきた地域づくりは、様々な形で支障が出てきており、特にも、地域活動の基本となる地域コミュニティの維持は、年々難しくなっています。

このような現状を踏まえ、地域づくりを担っている地区内自治会を中核に、地区内各団体等の方々とともに、“住んでみたいと思える地域づくり”を目的に千厩地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を平成17年8月9日に設立しました。

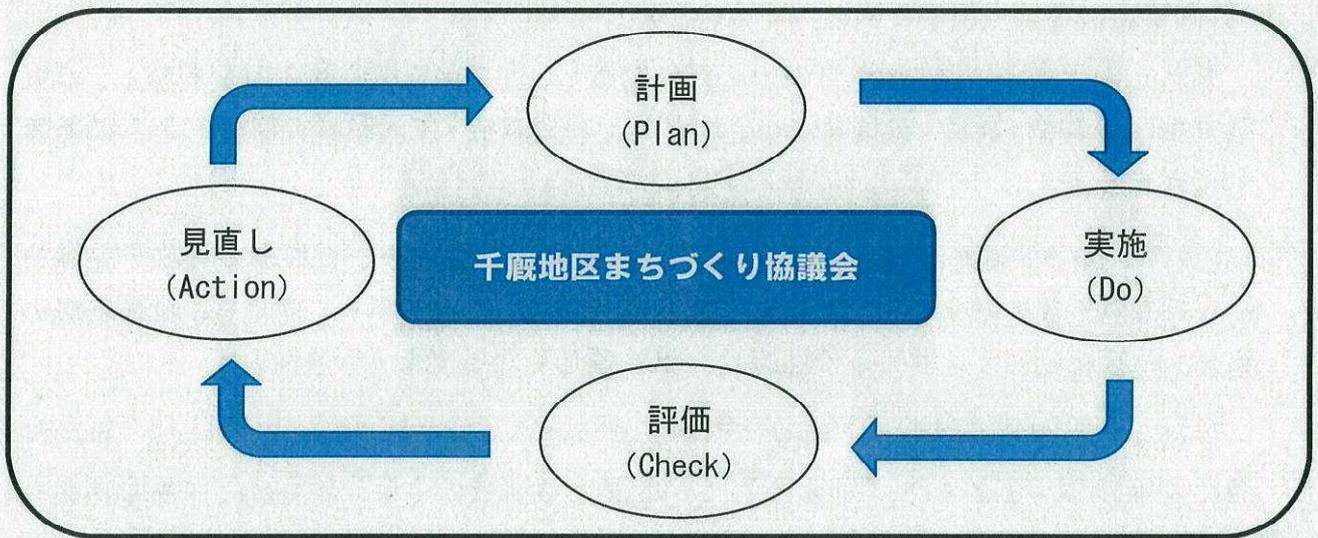
協議会では、これまで幾度かのワークショップや団体ごとアンケートを行い更に検討委員会を設置し、将来への指標となる地域づくり計画（以下「計画」という。）の策定について、検討を重ねてきました。この地域づくり計画は、千厩地区の未来に向けた道筋を示すもので、地区住民の参画をもとに、地域活動をしている各団体等が一堂に会し、みんなが同じ目線で共有することができる千厩の将来の姿（スローガン）を掲げるとともに、その将来の姿を実現するための目標、それを達成するための重点項目を明らかにするものです。

2 計画の期間と概要

計画は、平成28年度から令和7年度までの「千厩地区」が目指す地域づくりの方向性を定めるもので、次の役割を担います。

- (1) 千厩地区の地域づくりの基本理念とその考え方、これを達成するための目標を明らかにします。
- (2) 地区民、各団体等のみなさんとこの計画の基本的な考え方や方向性を共有し、自主的かつ積極的な活動を展開しようとするものです。
また、行政との協働による地域づくりの指針ともなるものです。
- (3) 計画を推進するにあたっては、下図サイクルにより毎年度見直し、住民ニーズや社会情勢を見極め、より効果的な内容として計画に位置付けます。

計画・実施・評価・見直しのサイクル



3 地域づくり計画策定の経過

現在一関市では、地域活動を推進する「協働体」の整備を市内全域で進めています。

さらに、27年度からは「地域交付金」制度も始まり、協働によるまちづくりが進んでいます。それらを受け、千厩地区でも地域づくり計画の策定に着手して、地域課題の解決を図り、住みよい地域づくりを進めて行くこととなり、下記の手順で、計画づくりを進めてきました。

(これまでの経過)

平成 25 年度

- まちづくりワークショップ 第1回目 10月18日 約50名参加
- 第2回目 12月13日 //

- まちづくり講演会 山形県川西町「きらりよしじま」高橋事務局長講演
- まちづくり視察研修 川西町、宮城県大崎市

平成 26 年度

- 6月25日 地域計画策定の説明(第2回役員会)
 - 9月20日 まちづくり講演会 岩手日報社長 東根千万億氏
 - 11月11日 大崎市まちづくり先進地視察
 - 自治会ごとにミニ計画を策定
- 期間 1月から3月(一部4月以降)
- ・地域カルテや地域の課題集約(要望等調査)
 - ・地域の目標(課題解決のための)の精査等

平成 27 年度

協議会の総会や役員会で、地域づくり計画の策定について説明
第2回役員会において、検討委員会を設置し、原案作りを進めることを決定
会長・副会長を含む14名を選任(青年女性層からも選任)

- 第1回検討委員会 12月25日
- 第2回検討委員会 28年1月21日
- 第3回検討委員会 28年1月27日
- 第4回検討委員会 28年2月4日
- 第5回検討委員会 28年2月12日
- 第6回検討委員会 28年3月12日

以上、6回の検討委員会を開催し、平成25年度のワークショップや平成26年度策定の自治会毎ミニ計画、平成27年度に実施した地区内各団体アンケートから寄せられた課題等を土台に話し合いを続け、計画の素案作りを実施。

- 28年2月25日 第3回役員会で素案協議及び今後の進め方検討
- 28年3月6日 平成27年度千厩地区民祭まちづくり協議会展示コーナー設置
- ・地域づくり計画の検討状況の報告(展示)及び更なる意見聴取
- ・地区民祭で地域ビジョン(目標)の投票実施(地区民の参加)

平成 28 年度

- 5月9日 役員会で原案検討し、5月31日、総会で決定
- 6月29日 千厩地区地域づくり計画書を一関市へ提出
- 8月5日 千厩地区地域づくり計画に係る実施計画ワークショップを開催予定

令和2年度

3年3月25日 第4回役員会で計画の見直しについて及び今後の進め方を協議

令和3年度

5月10日 第1回役員会で改訂案を検討し、5月25日、総会で決定

第2章 地域の概要

1 地理と概況

(1) 位置と概況

【地勢】 千厩地区は、旧千厩町の中央に位置し、東西約 6.6km、南北約 6.4km、面積 15.81 k m²。北東には標高 895.4m の室根山があり、ここから西方と南方に連なる 300~400m の山々に囲まれた三角状の盆地である。室根山を源として北上川に注ぐ一級河川千厩川が地区内の中央部を東西方向に流れている。

この川の流域に耕地が開けているほか、ゆるやかな起伏が多く、その間に耕地、宅地が点在している。

【歴史】 千厩は、古くから北上川の水輸送の中継点、内陸と沿岸を結ぶ交通の要所として栄えてきた。仙台藩の「風土記御用届出」(安永風土記)には、「八幡太郎義家公が安部貞任退治に奥州に来た際、この場所で千匹の馬を岩屋につないだ」と記されており、千頭の馬がつながれた厩(うまや)が地名の起こりとも言われている。

また、千頭の馬を飼ったのは藤原秀衡という説もあるが、いずれにしても古くから馬産地として知られ、平泉町の義経堂には「源義経の愛馬太夫黒(たゆうぐろ)千厩産」と書かれた絵馬が掲げられている。また、奥州藤原氏の黄金文化を支えた産金の地でもあり、周辺地域内には「黄金山」「金取沢」「金山沢」などの地名や金を掘った跡が残されている。

藤原氏滅亡後、13世紀には源頼朝の家臣、葛西氏の領有となり、その後、仙台藩(伊達氏)や一関藩(田村氏)の治政下に入る。

【気象】 気候は、太平洋気候区内陸盆地型気候に属し、県内では比較的温暖で積雪深も 20cm を越えることはまれである。平成 25 年の年間降水量は 1,142 ㎜、年平均気温 10.5℃で、令和 2 年の年間降水量は 1,211.5 ㎜、年平均気温 11.4℃となっている。

【生活圏】 国道 284 号線を通じて西の一関市中心部、東の気仙沼市の双方に車で 30 分の位置にある。旧東磐井地方における行政、経済、教育、文化、医療等の中心地として発展し今日に及んでいるが、市町村合併後は、ハローワークなどの撤退や県の出先機関が縮小された。しかし、商業やサービス業など経済活動面では独自の圏域を確立している。

また、県立千厩病院をはじめ医療施設には比較的恵まれ広域医療の中心となっている。

集落の配置をみると、市街地を取り囲むように山間部には多くの散在集落が位置し、各集落は市街地から放射状に延びる道路によって市街地と密接につながっている。

県立千厩高等学校、県立千厩高等技術専門校及び両磐地域職業訓練センターがあり、周辺地域からの通学者も多い。

【経済】 商業では、商店街沿道の区画整理により街路整備、商店街の近代化事業が進められるなど、利便性と魅力ある商店街づくりを進めている。

工業は、過去に工業団地整備などにより企業誘致が図られたが、撤退した企業もある。しかし、製造業などを中心として企業活動の振興が図られている。

(2) 対象地区面積

総面積 15.81k m² (一関市千厩町千厩地域)

2 世帯数と人口の推移

(1) 人口構造等 (千厩地区のみ)

項目	令和3年3月1日現在	平成28年3月1日現在	平成25年3月31日現在
総人口	5,366人 (前年対比△1.1%)	5,978人 (前年対比△1.4%)	6,232人 (前年対比△0.3%)
男性	2,544人 (前年対比△1.5%)	2,854人 (前年対比△1.3%)	2,962人 (前年対比△0.8%)
女性	2,822人 (前年対比△0.7%)	3,124人 (前年対比△1.5%)	3,270人 (前年対比+0.06%)
世帯数	2,314戸 (前年対比+0.2%)	2,453戸 (前年対比△1.2%)	2,473戸 (前年対比+2.5%)

※世帯数は、住民登録している数となり、自治会別の世帯数と数値に違いがあります。

(2) 行政区・男女別人口

行政区	令和3年3月1日現在				平成28年3月1日現在			
	世帯	男	女	合計	世帯	男	女	合計
千厩1の1区	247	278	297	575	241	288	321	609
千厩1の2区	187	192	221	413	225	222	255	477
千厩1の3区	299	333	386	719	327	403	449	852
千厩1の9区 (千寿荘)	79	18	61	79	78	14	64	78
千厩2の1区	133	127	160	287	147	154	183	337
千厩2の2区	347	360	415	775	371	410	447	857
千厩2の3区	279	320	349	669	327	376	389	765
千厩3区	317	391	401	792	307	405	417	822
千厩4区	173	235	229	464	160	242	232	474
千厩5区	246	382	296	578	242	312	335	647
千厩5の9区 (旧雇用促進住宅)	7	8	7	15	28	28	32	60
合計	2,314	2,544	2,822	5,366	2,453	2,854	3,124	5,978

第3章 地域づくり計画

1 方針

(1) 目的 **健康で笑顔あふれる地域を次世代へ**

「千厩地区地域づくり計画」は、千厩地区住民が自ら地域の将来像を考え、誰もが地域への愛着を持ち、安心して暮らせる住みよい地域社会を実現する事を目的とします。

(2) 分野別目標

- 1) 地域コミュニティ…「みんなが集い、たがいに支えるまちづくり」
- 2) 健康長寿…「たがいにふれ合い、支え合いながら健康を育むまちづくり」
- 3) 防災・防犯…「地域住民が連携し、安心して暮らせるまちづくり」
- 4) 子育て・少子化…「若者が安心して暮らし、結婚・子育てができるまちづくり」
- 5) 文化・スポーツ…「地域の伝統を継承し、新しい文化を創造するまちづくり」
「みんなで企画し参加する、スポーツ実践のまちづくり」
- 6) 産業・しごと…「豊かな自然を活かした、新たな事業で潤うまちづくり」
「若者が留まり 元気でイキイキと働き生活できるまちづくり」
- 7) 生活環境・安心安全…「人と自然にやさしい循環型のまちづくり」

2 スローガン

「みんなでつくろう！ 楽しい未来のまちづくり」

平成 26 年度選定 まちづくり推進標語 児童の部 最優秀賞

「みんなの手 つないだ力で明るい町に」

平成 26 年度選定 まちづくり推進標語 一般の部 最優秀賞

3 分野別計画(現状と課題、課題解決の取り組み・アイデア)

(1) 地域コミュニティ

「みんなが集い 互いに支えあえるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①自治会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会に入らない(脱会する)世帯が増えている。 ⇒アパート、住宅、貸家の住民の未加入が多い。 ⇒高齢のため「行事に参加できない」班長が出来ない等の理由がある。 ・自治会内でコミュニケーションが取れない。 ・自治会館がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会について周知する。(広報など) ・世帯主の名前と電話番号を自治会内で共有し、行事の案内等に活用する。 ・班ごとでの活動等、まずは小さな範囲での活動を促進させる。 ・地域の長生会、サロンなどの各組織と広く連携する。
<p>②若者の参加・担い手不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもはスポ少へ行き、親もついて行くので、行事に参加できない。子育ても忙しい。 ・地域に仕事がないので若者が出て行ってしまふ。 ・役員を一度引き受けると後任が見つからず、他の役職も掛け持ちになり負担が増える。 ・ボランティアの人材不足。 ・世代交代ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の活躍できる場を設ける。(自治会報編集係等) ・口コミ効果を重視して、事業を行っても「やりっぱなし」にしないで、反省会などで次につなげる。 ・子ども会と自治会との接点を多くする。(世代間交流) ・パソコン、スマホなどIT技術を活用して参加を促す。
<p>③組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手がないのに専門部が多い。 ・役員が高齢化している。 ・予算不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区内での自治会統合を検討する。 ・任期で交代を徹底する。 ・部門別に役割分担する。(例:企画部門と実働部隊) ・リーダー研修を行う。(視察研修、教養講座等)
<p>④行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人が足りず、夏祭り(山車・踊り)への参加が難しくなっている。 ・参加者が固定化し、活動がマンネリ化している。 ・清掃活動や花壇づくりには参加が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治会と合同で行事を行うことで人材不足とマンネリを解消する。 ・行事について意見を集める場を設け、見直しを図る。 ・西小田配水池に植栽した桜を活用し地域住民の癒しの場を創出する。 ・参加してよかったと実感できる取り組みを進める。

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①福祉と健康等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者が元気に暮らせる交流の場が少ない。 ・施設等に入り、居住者不在の空き家が増えている。 ・独居世帯や要介護者が増加し、防犯対策や孤独死等が心配される。 	<ul style="list-style-type: none"> ●見守り活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動の仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> ①地区内、他地域の取り組みを知る機会をつくる。 ②どの方法なら可能か、機能するか話し合う。 ③千厩地区（自治会・班）で共通認識を持って取り組む仕組みをつくる。 ・災害時などにおける自主防災組織等との連携体制を確立する。 ●健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命アップによる高齢者の地域参加、社会貢献の取り組みを充実させる。 ・いつでも誰でも運動できる環境をつくる。（ジム、ウォーキングコース等） ・自治会等の範囲を超えたサロンやラジオ体操等の外出機会をつくる。（世代間交流、コミュニティづくり） ・まちづくりセミナー・健康長寿ミーティングを自治会単位で開催し、介護等について理解を深める。 ・新型コロナウイルス感染症対策の啓発と事業実施の際は予防の取り組みに努める。 ●障がい者への理解 <ul style="list-style-type: none"> ・千厩小中学校と一関清明支援学校千厩分教室との共同学習や交流活動等へ地域からも参加し、地域ぐるみでの交流や理解を深める。 ・認知症に対する正しい理解と地域での支え合いに取り組む。

(2) 防災・防犯

「地域住民が連携し 安心して暮らせるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①防災と自主防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、気象災害に対応した安心・安全に対応する環境整備が遅れている。 ・自主防災活動の停滞・機能不全。 ・自主防災組織間の連携やつながりがない。 ・過去に大きな災害を体験した経験がすくないため、防災意識が低い。 ・災害時における要援護者支援の安否確認や避難支援者の確保。 ・自治会の避難場所が分散していること。 ・防災マスの音声が聞こえない所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石堂コミュニティ公園（防災公園）等を活用した防災訓練や地域行事を行う。 ・消防団等を交えた情報交換等の場を設ける。 ・災害時の行政との連携や連絡系統を明確にする。 ・先進地（北上川流域等）の取り組みから学び、反映させる。 ・危険個所を点検し、調査や整備が必要な個所を把握する。 ・防災マップは、様々な災害を想定し、定期的に見直す。 ・防災マスのテスト放送を行い、適切な位置に設置する。 ・避難行動要支援者への支援について、自治会ごとに災害時の動きを決める。
<p>②防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千厩中学校通学路の街路灯が少ない。 ・学校から離れるとパトロール隊がない。 ・不審火が頻発している場所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯を増やし、安心して歩ける道にする。 ・まちづくりセミナー・安全安心ミーティングを自治会単位で開催し、防犯活動等について理解を深める。 ・安全安心まちづくりを積極的に啓発するため、イルミネーションを活用した事業を行う。
<p>③空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の増加に伴う火災、防犯への対策が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●Uターン・移住支援 ・地域を離れた人たちが帰ってくるきっかけづくりを進める。 ・地域の魅力をPRする。 ・地域に雇用の場をつくる。 ・行政の空き家バンクや移住補助金等の制度と連携して取り組む。

<p>④道路・交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯が点灯しなくなった場所がある。 ・交通事故が頻繁に起きる場所がある。 ・排水不良になっている幹線市道側溝がある。 ・舗装が必要な道路がある。 ・千厩中学校通学路の街路灯が少ない。 ・学校から離れるとパトロール隊がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千厩中学校通学路の街路灯を増やし、安心して歩ける道にする。 ・自治会ごとに通学路の見守りを行う。
--	--

(3) 子育て・少子化

「若者が安心して暮らし 結婚・子育てができるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①少子化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが減っている。 ・若者の定住。 ・未婚者が増えている。 ・未婚者は行事に参加しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落点検による地域の伝統・文化の継承に取り組む。 ・若者が帰ってこられる環境整備に努める。 ・出会いの場のセッティングを検討する。(例：婚活列車、出会いのTVへの応募など)
<p>②子育て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が遊べる場がない。 ・平成30年に小学校移転に伴う安全通学の確保。中学生も同様。 ・子供会の人数が減ってきている。 ・子供会行事の際の移動手段がない。 ・自治会との連携ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供だけでなく親も参加しやすい環境をつくる。 ・夏休みや冬休みに小さな子供でも参加できる行事を地区で企画する。 ・市の庁用バス等の活用できる事業を行う。 ・高齢者の助けを得る(知恵を借りる)仕組みを作る。 (有料制とすれば高齢者にもメリット) ・千厩病院の充実を要請する。

※集落点検の代表的手法としてT型集落点検がある。

『T型集落点検』とは住民主体で行う集落再生プログラムです。

(4) 文化・スポーツ

「地域の伝統を継承し 新しい文化を創造するまちづくり」

「みんなで企画し参加する スポーツ実践のまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①伝統的行事と文化の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代への伝統行事等の伝承が困難となっ てきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色のあるものは残し、人とエネルギーを集 中させる。 ・夜市やひな祭り等、盛りあがっている行事と 連動させて行う。 ・千厩の地名発祥伝説を広める取り組みを行 い、地域に対する愛着を高める。 ・雨傘や案山子などを活用するなど、若い世代 も積極的に参加できる文化を創造する。
<p>②スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千厩地区民運動会等協議への参加、チーム編 成が難しくなっている。(各自治会運動部が 基盤となっている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事について意見を集める場を設け、見直し を図る。 ・他地域の取り組みから学ぶ。 ・若者の声を聴く場を設け、その意見を基に見 直しを図る。 ・自治会や班ごとに、企画をしてもらう。

(5) 産業・しごと

「豊かな自然を活かした 新たな事業で潤うまちづくり」

「若者が留まり 元気でイキイキと働き生活できるまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイデア
<p>①農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が不足している。 ・耕作放棄地、田圃用水の占有。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化で新たな雇用を創出する。 ・<u>6次産業化</u>で雇用と所得の向上を目指す。
<p>②まちば・商店街（振興会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャッターの閉まった店が増えた。 ・自治会行事と振興会行事が重なると自治会に 参加できない。 ・店の後継者がいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域観光ルート開発による地域活性化・隣接 地域への波及効果を図る。 ・空き店舗活用ならびに 活用課題の克服に努 める。 ・都市や他地域との交流を通して広く意見を聞 く。 ・様々なプランをビジネスに結び付けられる人 材の発掘・育成を進める。 ・生活弱者への買い物支援に努める。

<p>③雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に仕事がないので若者が出て行ってしまふ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILC 関連の職場を誘致し、若者の定住を図る。 ・地域資源を活用したグラウンドゴルフ場を整備し、新たな雇用と高齢者社会参加等を促進する。
--	--



(6) 生活環境・安心安全

「人と自然にやさしい循環型のまちづくり」

現状と課題	課題解決の取り組み・アイディア
<p>①生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千厩川の清流化が必要である。 ・歩道の整備が必要な場所がある。 ・犬や猫の糞で道路が汚れている。 ・館山公園の遊具撤去やトイレの落書き等があり、整備が必要である。 ・水道の整備が必要な場所がある。 ・生活雑排水が流入している場所がある。 ・野山の手入れが行き届かず、鳥獣被害が増えている。 ・生ゴミの回収堆肥化や資源回収の継続が単独自治会では難しくなっている。 ・幹線市道（小梨との境界付近）へのゴミの不法投棄がある。 ・原発による放射能汚染の除染が進まず、側溝清掃の停滞及び地区側側溝に生活廃水が垂れ流しになっている場所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西小田配水池に植栽した桜を活用し地域住民の癒しの場を創出する。 ・サケが遡上できるように魚道を整備する。 ・千厩川沿いの歩道を花壇にする。(区間を分けて個人に貸す等) ・歩道をウォーキングコースやランニングコースにする。 ・館山公園を整備（街路灯、草刈、遊び場等）して、定期的な手入れをする。 ・生ゴミの堆肥化を地区全体の事業として取り組み、利益を地域へ還元する。 ・処分が難しいごみや不用品等の回収事業（リサイクルセンター等）を行う。 ・まちづくりセミナー・資源循環ミーティングを自治会単位で開催し、資源循環型社会の形成に向けた理解と取り組みを進める。

第4章 資料編

千厩地区まちづくり協議会規約

(名称および事務所)

第1条 この会は、千厩地区まちづくり協議会（以下『協議会』という）と称し、事務所を千厩市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、地域の特色を活かし、安心安全な住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

(対象地域)

第3条 本協議会は、千厩地区の範囲をまちづくりの対象とする。

(事業)

第4条 本協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各自治会、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関する事
- (2) 千厩地区地域づくり計画に関する事
- (3) 千厩市民センターの指定管理に関する事
- (4) 広報活動等に関する事
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業に関する事

(会員および委員)

第5条 本協議会は、まちづくりに関する諸団体およびこの会の目的に賛同する地域住民等を会員とし、その中から総会を構成する委員を選出する。

2 選出する委員の数は別に定める。

(会費)

第6条 本協議会は、年会費を別に定める。

- 2 役員会で認めた団体については、会費を免除できるものとする。
- 3 納付された会費については、返還できないものとする。

(役員)

第7条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 17名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 役員は、委員の互選とする。
 - 3 会長は、本協議会を代表し会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代理する。
 - 5 理事は、会務を掌握する。

6 監事は、会計および会務を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員の中途退任に伴う補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第9条 本協議会に総会ならびに役員会および専門部等の機関をおく。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催する。ただし、必要あるときは臨時に開催することができる。

2 総会は委員が構成員となる。ただし、希望する会員は出席することができるが、評決に加わることはできない。

3 総会は会長が招集し、委任状を含めた委員の過半数の出席で成立する。

4 総会は、委員の中から議長を選出し、次の事項を議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画ならびに収支予算の決定
- (3) 事業報告ならびに収支決算の承認
- (4) 役員の承認
- (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長が招集し随時開催する。

2 役員会は、会長が議長となり次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会務の執行および専門部等に関する事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(専門部等)

第12条 第9条に定める専門部等は次のとおりとし、本協議会事業を効果的に推進するため、事業内容等を計画して運営する。

- (1) 総務部
 - (2) 地域福祉部
 - (3) 教育文化部
 - (4) 産業安全部
 - (5) その他役員会で必要と認めるもの
- 2 専門部等の部員は会長が委嘱し、部長は部員の互選とする。
- 3 専門部等の会議は部長が招集し議長となる。
- 4 専門部等の所管事項および運営等に関する事項は別に定める。

(経費)

第13条 本協議会の経費は、会費、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長および事務局員とし会長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は別に定める。

(顧問)

第16条 本協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、専門的な知識を有する者を会長が委嘱し、総会で報告する。
- 3 顧問は、会議等に出席することができる。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会で定める。

付則

この規約は、平成17年8月9日から施行します。

この規約は、平成25年5月16日から施行します。

この規約は、平成27年5月29日から施行します。

この規約は、平成30年4月1日から施行します。